

枚方市NPO活動応援基金補助事業

【申請書類】

法人名

【4. 大阪メチャハッピー祭 in 枚方実行委員会】



令和 5 年 2 月 2 4 日

枚方市長

団体名 特定非営利活動法人大阪メチャハッピー祭in枚方実行委員会
主たる事務所 〒573-1163
の所在地 枚方市甲斐田新町10-6
代表者氏名 久保田 三十師
担当者氏名

連絡先



枚方市 N P O 活動応援基金補助事業補助金交付申請書

枚方市補助金等交付規則第 5 条の規定に基づき、下記のとおり N P O 活動応援基金補助事業補助金の交付を申請します。

記

1. 補助対象事業の名称

大阪メチャハッピー祭in枚方実行委員会

2. 補助対象事業の目的、内容、効果及び公益性等

別紙「事業計画書（様式第 4 号）」のとおり

3. 補助金交付申請額及びその内訳

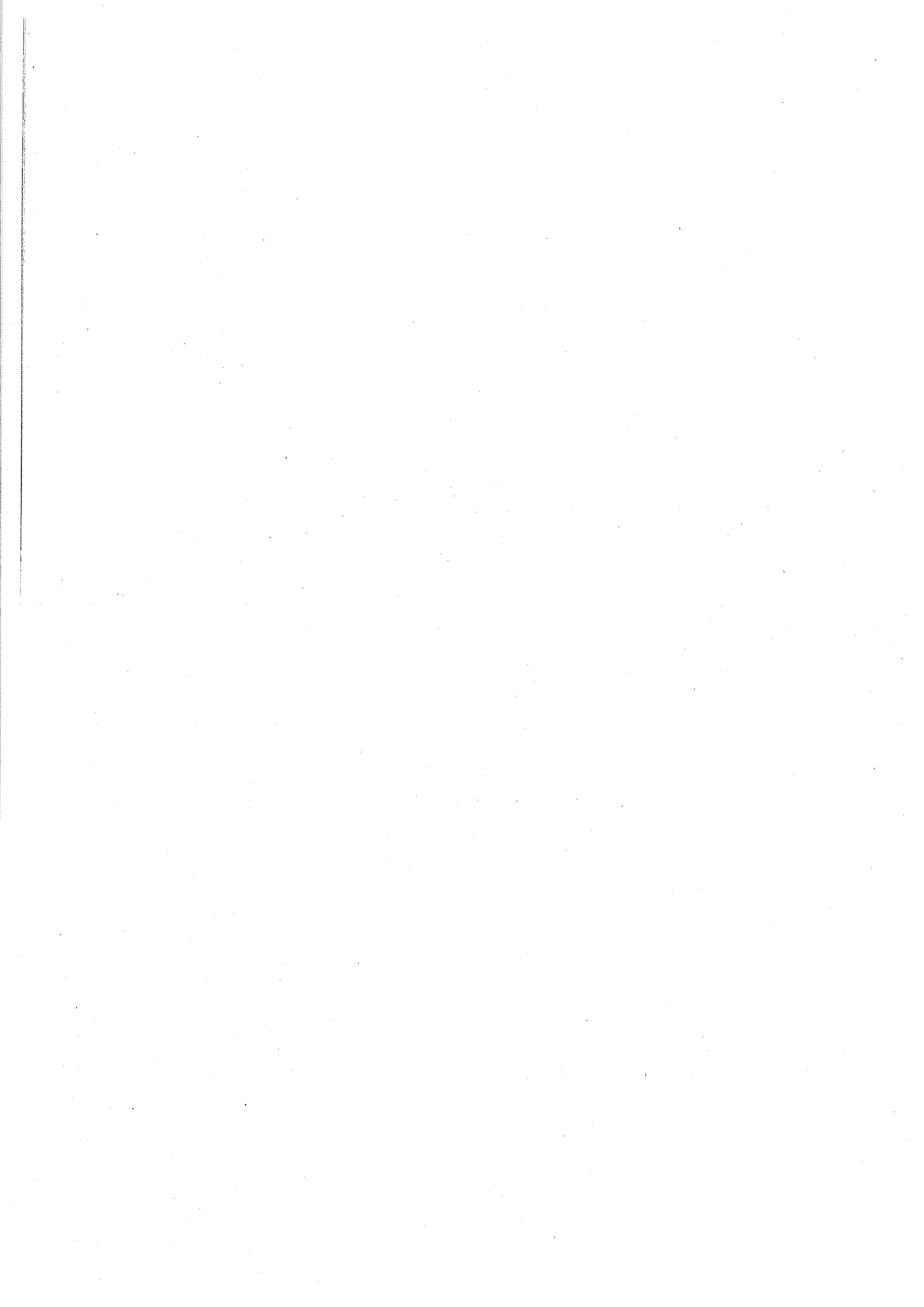
金 287,000 円

※内訳については、別紙「事業収支予算書（様式第 5 号）」のとおり

4.

添付資料

その他参考となる書類



事業計画書

団体名		特定非営利活動法人大阪メチャハッピー祭 in 枚方実行委員会
事業名称		大阪メチャハッピー祭 in 枚方実行委員会
事業実施期間		(準備期間を含む。ただし、4月1日～翌3月31日までの期間であること。) 令和5年 4月 1日 ~ 6年 3月 31日
1. 事業の目的	長期的な視点(複数年単位)で記入	<p>(1) 取り組みたい課題(解決したい社会問題等の現状を記入すること) 青少年の健全育成を目的とした市民参加型の踊りの祭典</p> <p>(2) 動機・きっかけ(課題を解決・改善したいと考えた動機を記入すること) 北海道の南中ソーラン踊りのレジェンドを枚方版で発進したい</p> <p>(3) 取り組みたい課題の原因(団体が考える社会問題等の原因を記入すること) 3年間新型コロナウイルス感染拡大防止のために失われた子どもの笑顔をとりたい</p> <p>(4) 取り組みたい課題の解決・改善策(団体が考える改善策等を記入すること) 10月スポーツの日にニッペパーク岡東中央公園にて秋空の下マスクをしていない子ども達の笑顔に満ちあふれた踊り場を提供したい</p>
	事業実施期間の視点(単年度)で記入	<p>(5) 申請事業の目的(今回申請を行う事業の目的を記入すること) 青少年健全育成</p> <p>(6) 申請事業が枚方市民に与える効果とその確認方法 <枚方市民への効果> (誰に・どのような効果があるか具体的に記入すること) 参加者は勿論踊りを通じて連帯感が増し祭りの目的とする青少年の健全育成に資する。 <確認方法> (参加者数を確認・参加者へアンケートやヒアリングを行う等具体的に記入すること) 15団体300人程の踊りの祭典 市教育委員会協力を願い学校・園に呼びかけ</p>
2. 事業内容等		<p>(1) 事業の対象者(例:枚方市内に住む10代から20代の人など具体的に) 学校・園・PTA・他各種団体</p> <p>(2) 事業の実施場所(移動補助等の事業の場合は、発着場所等を記入すること) 枚方市ニッペパーク岡東中央公園</p> <p>(3) 事業内容 大会、前日より会場設営準備作業 翌日、大会本番約15団体300名による踊りの祭典</p>

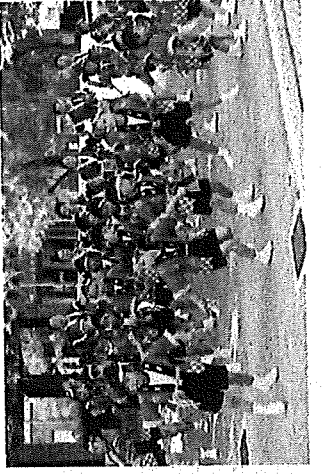
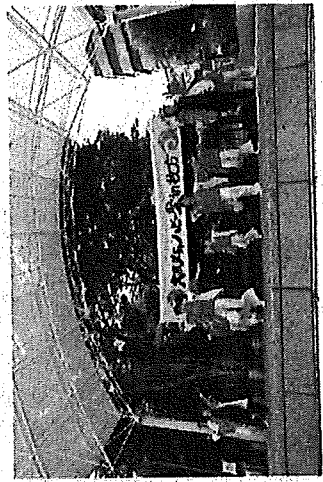
3. 実施スケジュール	(事業の準備から終了までのスケジュールを記入すること) ※添付も可 6月より毎月1回の実行委員会を開催して大会の詳細を入念に話し合う。
4. 事業実施の体制	(1) 人員体制 (実施にあたり必要と想定する人員・配置人員の経験やスキル等を記入すること) 当日、実行委員会を中心にボランティア 30名の参加協力を願ひ大会を進行する。
	(2) 事業対象者の見込み数 (例:参加者●名など現時点の想定人数を記入すること) 15団体 300人程度
	(3) その他の体制 (寄附者や協力団体などの想定があればキニューすること) 模擬店を地域のお店の方々に出店を願ひたい
5. 自立的・継続的に活動していくための工夫	(賛同者や財源の確保策、市民・市民団体・企業・行政等との連携についても記入すること) 市教育委員会様の協力を願ひ学校・園・PTA・他各種団体に呼びかけ 財源確保の為 企業・市民団体に事業内容理解していただき寄付を募る。
6. 申請事業に対しこれまでに取り組んだ内容や新たな取り組み	模擬店を地域のお店の方々に出店願ひする
7. 事業のPR方法	(事業の実施について市民等へ周知する方法などを記入すること) 枚方市広報に記載 市教育委員会様の協力の下で学校・園・PTA・他各種団体に呼びかけ願ひ
8. 申請事業に対する他の助成金や委託料等の申請予定	助成金等の予定 有り (申請中を含む) ・ 無し (本補助金のみ) 助成金等の名称 () 申請中の場合、申請結果が確定する予定日 (令和 年 月 頃の見込み)
9. その他 ※PRすべき事業の特徴、添付する参考資料など	案内チラシ

2021

大阪メチャハッピー祭 in 枚方

～子どもたちにでっかい夢を～

開催要項



主催

特定非営利活動法人 大阪メチャハッピー祭 in 枚方実行委員会

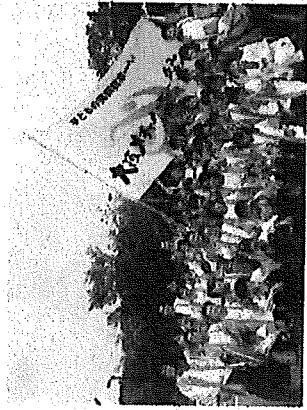
大阪メチャハビ一祭とは・・・

2000年11月3日に第1回を開催した、「青少年健全育成」を大きな目的とした市民参加型の踊り祭りです。参加者数43団体約1600名で始まったこの祭りも、年々参加者が増え2017年の「本祭」には、69団体・約2,700名(うち18歳以下の青少年1,500名)が参加する祭りとなりました。子どもの健全育成をテーマとしている点、学校園・PTAを主体とするチームの参加が多い点が大きな特徴で、青少年が参加する踊り祭りとしては、他に類を見ない規模となっています。

枚方会場は、2007年から開催し、本年度第14回となります。毎年25団体約800人程度(うち枚方市から6団体約250名ほど)が参加する祭りとなりました。

この活動には、特定非営利活動法人 OHP の行っている演舞指導があります。「子ども達がチームワークを学び、達成感・感動を味わえる場を！」との思いで、社会人・学生のボランティアスタッフとともに、学校の授業、放課後のPTA活動、地域の子ども会等への指導にお伺いしています。浪速少年院の更正課程や広島県の暴走族対策としても取り入れられた実績も評価され、現在では大阪府教育委員会・文部科学省と連携し「子どもたちの問題行動を未然に防ぐための、学校・地域における集団仲間づくり事業」として演舞指導を行っています。

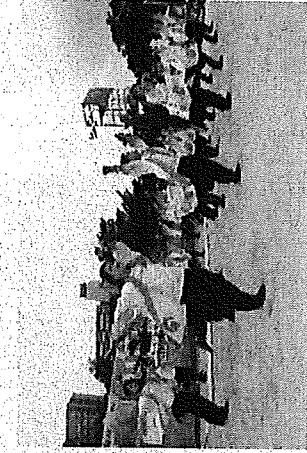
「大阪」の新しい顔として、行政や地域団体などの多くのイベントともご一緒させて頂いています。



愛・地球博「大阪の日」



大阪メチャハビ一祭 in 関空



大阪総踊り



大阪メチャハビ一祭 in 大阪城

事業収支予算書

団体名： 特定非営利活動法人
大阪メチャハッピー祭in枚方実行委員会

補助対象事業の名称：	大阪メチャハッピー祭in枚方実行委員会
------------	---------------------

事業実施期間： 令和 5年 4月～ 令和 6年 3月

【収入の部】 (単位：円)

項目※1	予算額	内容説明 (積算根拠等)
枚方市補助金(一般・活動分野) (A)	287,000	補助金交付申請額 (一般寄附・活動分野希望寄附)
枚方市補助金(団体) (B)	0	補助金交付申請額 (団体希望寄附)
自己資金	433,000	市民及び各種団体寄付
合 計 (C)	720,000	

【支出の部】 (単位：円)

項目	予算額	内容説明 (積算根拠等)
補助対象経費	会場設営費	30,000 レンタカー・設営部材
	音響機器レンタル費	200,000 音響機器借入(オペレーター含む)
	模擬店諸費	100,000 テントレンタル費 (3張り 5.5x3.6)
	印刷費	45,000 プログラム (1000部) ・チラシ (2000枚)
	オフィシャルチーム法被	200,000 1枚10000円x20枚
小 計 (E)	575,000	
補助対象外経費	給水費	50,000
	記念写真費	60,000
	警備費	20,000 警備員2名
	会議費・雑費	15,000
小 計	145,000	
合 計 (D)	720,000	

※1：事業に係る収入はすべて記入してください。

※2：収入の合計 (C) = 支出の合計 (D) となるように記入してください。

枚方市補助金枚方市補助金(一般・活動分野) (A)は 補助対象事業費 (E) から枚方市補助金(団体希望寄附) (B)を差し引いた金額の1/2以内 (千円未満切り捨て) として下さい。

ただし枚方市補助金(一般・活動分野) (A)と枚方市補助金(団体希望寄附) (B)を合わせて申請する場合は、合計30万円を上限とします。(団体希望寄附からの補助金だけの申請の場合を除く。)

【添付資料】

1. 前事業年度の事業報告書
2. 前事業年度の活動計算書（決算）
3. 前事業年度の貸借対照表
4. 前事業年度の財産目録
5. 定款

令和3年度事業活動報告書

特定非営利活動法人大阪メチャッピー祭 in 枚方実行委員会

I 事業期間

令和3年1月1日 ～ 令和3年12月31日

II 事業の成果

事業実施せず（事業中止）

III 事業の実施状況

開催方法等について、法人内で協議を重ねた結果、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を中止することとなった。

IV 社員総会の開催状況

新型コロナウイルス感染症の影響により、開催できなかった。

法人名： 特定非営利活動法人大阪メチャッピー祭In枚方実行委員会

活動計算書

令和3年 1月 1日 ~ 令和3年 12月 31日 まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取寄付金	0	
2 枚方市補助金	0	
経常収益計		0
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
臨時雇賃金	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会場設営費	0	
雑費・会議費	0	
印刷費	0	
その他経費計	0	
事業費計		0
2. 管理費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
音響関係費	0	
警備費	0	
雑費(ボランティア当日昼食代・記念写真費)	0	
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		0
当期正味財産増減額		0
前期繰越正味財産額		430,528
次期繰越正味財産額		430,528

法人名： 特定非営利活動法人大阪メチャッピー祭In枚方実行委員会

貸借対照表

令和3年 12月 31日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	430,528		
流動資産合計		430,528	
2. 固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			430,528
II 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			0
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		430,528	
当期正味財産増減額		0	
正味財産合計			430,528
負債及び正味財産合計			430,528

法人名： 特定非営利活動法人大阪メチャッピー祭In枚方実行委員会

財産目録

令和3年 12月 31日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手許現金	251,403		
枚方信用金庫	166,800		
ゆうちょ銀行	12,325		
流動資産合計		430,528	
2. 固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			430,528
II 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			0
正味財産			430,528

特定非営利活動法人大阪メチャハッピー祭 in 枚方実行委員会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人大阪メチャハッピー祭 in 枚方実行委員会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪府枚方市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、青少年の健全育成を目的とした踊り祭り「大阪メチャハッピー祭 in 枚方」を開催することにより、みんなが力を合わせて一つの踊りを完成していくという過程で、仲間の大切さ、気持ちを合わせることの素晴らしさ、またその成果を舞台で披露するという体験を通じて子供たちが成長していくことを支援することで、地域に開かれた組織として、地域社会貢献活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表6号（学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動）、13号（子どもの健全育成を図る活動）を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 「大阪メチャハッピー祭 in 枚方」の開催事業
- ② 大阪メチャハッピー祭「本祭」の支援事業
- ③ 前各号の事業に附帯関連する事業

(2) その他の事業

- ① 物品販売

2 その他の事業から生じた利益は、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てなければならない。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承

認を得なければならない。

理事長は、会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(2) 会費を1年以上滞納したとき。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。但し、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(種別)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

3 理事及び監事は、総会において選任する。

4 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第14条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日に於いて後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第22条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところとする。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。)
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長と共に記名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。但し、理事全員

が同意したときは、この手続を省略することが出来る。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決等)

第33条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数及び出席した理事の氏名(書面表決者については、その旨を明記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長と共に記名押印しなければならない。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第35条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げる事業に区分する。

(1) 特定非営利活動に係る事業

(2) その他の事業

(資産の管理)

第37条 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第38条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第39条 この法人の会計は、次の各号に掲げる事業に区分する。

(1) 特定非営利活動に係る事業

(2) その他の事業

(事業計画及び予算)

第40条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第41条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 第40条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書及び決算)

第43条 理事長は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第44条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第47条 主たる事務所には、法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかななければならない。

(1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款の変更は、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければ

ならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第50条 解散後の残余財産は、法第11条第3項の規定に掲げるもののうち、総会で議決したものに帰属させるものとする。

第9章 雑 則

(公 告)

第51条 この法人の公告は官報により行う。

(委 任)

第52条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

これは現行定款に相違ありません。

大阪府枚方市甲斐田新町10番6号

特定非営利活動法人大阪メチャハッピー祭 in 枚方実行委員会

理 事 久保田 三十師